

**「吊り荷の下」とは どの範囲をいうのか？**

クレーン・玉掛作業においては、吊り荷の下へ入らないように指導されていますが、「吊り荷の下」は 次のように定義されています。

**吊り上げられている荷の下とは、  
『荷の直下 及び 荷が振れたり回転したりする場合の直下』のことをいう。**

つまり、荷の真下だけでなく、荷が揺れたり回転したりした時に、吊り荷が頭上に来るおそれのある範囲のことを言います。

一般的には、地切りをした後は、吊り荷から2～3m以上退避し、荷が着地するまではそれ以内に近づかないように指導されていますが、吊り荷の位置が高くなれば「吊り荷の下」の範囲は広がりますので、さらに離れる必要があります。

**◎吊り荷の下の人払いを確実に行いましょう！**

